



2026年3月26日

各 位

会 社 名 九 州 電 力 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 西 山 勝
(コード：9508 東証プライム・福証)
問合せ先 コーポレート戦略部門
組織戦略グループ長 片山 真之
TEL. (092) 761-3031

単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ

当社は、2024年7月31日付「単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に向けた準備開始のお知らせ」の公表以降、各種検討を重ねてきました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日に開催する第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会における承認等の所定の手続きを経た上で、2026年10月1日(予定)を効力発生日とする当社の単独株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)により、純粋持株会社である「キューデンホールディングス株式会社」(以下、「持株会社」といいます。)を設立すること及び本株式移転成立を前提とした2027年4月1日の持株会社体制への移行に係る手順、スケジュールについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本株式移転は、上場会社である当社による単独の株式移転であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

1. 持株会社体制への移行検討の背景

当社グループは、持続可能な社会への貢献とグループの更なる進化を目指し、総合エネルギーサービス事業に加えて再生可能エネルギー・海外・ICTサービス・都市開発等を合わせた成長事業において、グループ一体となって様々な取組みを推進しています。

一方で、国際情勢の不安定化、電力需要の増加、デジタル技術の飛躍的な進展等、当社グループを取り巻く経営環境は大きな転換期を迎えています。

このような環境下でも、当社グループは、原子力安全を大前提に、総合エネルギーサービス事業の更なる成長を追求しながら、成長事業のより一層の発展を促し、経営ビジョンの達成につなげていくため、新たなグループ体制の検討を進めた結果、持株会社体制への移行が最適であると判断しました。

2. 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

今回の体制移行は、原子力安全の継続的な向上を大前提に『全体最適視点でのグループ経営』と『自律的かつ迅速な事業運営』を実現できる体制構築を目的としています。

事業を持たない持株会社を設置し、その持株会社がグループ経営の舵取り、監督を行うとともに、各事業会社に対しグループ全体を俯瞰した最適な経営資源配分を行います。

(1) 全体最適視点でのグループ経営

グループ全体最適視点での経営資源配分や、グループガバナンスの高度化を図っていきます。

(2) 自律的かつ迅速な事業運営

事業会社の責任・権限の下、それぞれの事業環境・特性に応じた事業活動を行うことで、各事業の

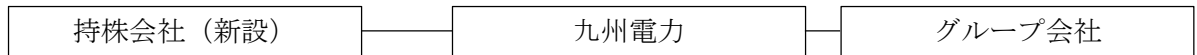
競争力強化につなげていきます。

3. 持株会社体制への移行方法・手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施します。

(1) 単独株式移転による持株会社の設立

2026年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



(2) 有利子負債の移管

持株会社で一括して調達を行うグループファイナンス体制を構築し、資金調達と債務返済の一元化により資金効率を高めるため、2027年3月末に、当社が保有する有利子負債を、会社分割（吸収分割）の手法により持株会社に移管します。（参考資料参照）

なお、かかる移管の具体的な内容については決定次第お知らせします。

(3) 関連事業の移管

自律的かつ迅速な事業運営体制を構築し、事業価値の最大化を図っていくため、2027年4月1日に、当社が保有する水力発電事業（一般水力及び揚水）及び都市開発事業を、会社分割（吸収分割）の手法により九電みらいエナジー株式会社及び九電都市開発株式会社にそれぞれ移管します※。

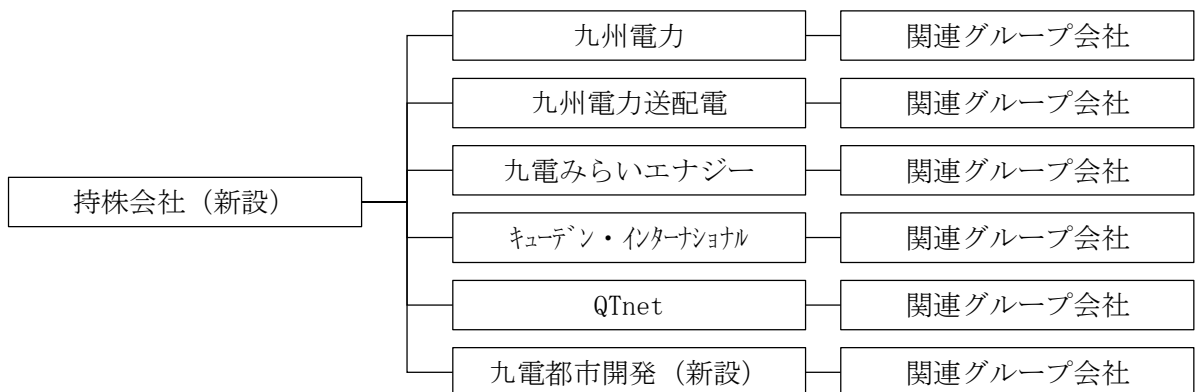
なお、かかる再編の具体的な内容については決定次第お知らせします。

※ 九電みらいエナジー株式会社への水力発電事業の移管については、2023年2月27日開示の「再生可能エネルギー発電事業の会社分割（簡易吸収分割）の方向性決定のお知らせ」における開示事項の一部を追加するものです。

(4) 持株会社の設立後のグループ会社の再編

持株会社体制への移行を完了するため、2027年4月1日に、当社が保有する九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社、株式会社キューデン・インターナショナル、株式会社QTnet、今後設立を予定している九電都市開発株式会社及び株式会社クラフティアの株式を会社分割（吸収分割）の手法により持株会社に移管します。これにより、九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社、株式会社キューデン・インターナショナル、株式会社QTnet及び今後設立を予定している九電都市開発株式会社は持株会社の完全子会社になります。

なお、かかる再編の具体的な内容については決定次第お知らせします。



4. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会	2026年3月26日（本日）
定時株主総会基準日	2026年3月31日
株式移転承認株主総会	2026年6月25日
当社株式上場廃止日	2026年9月29日（予定）
持株会社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2026年10月1日（予定）
持株会社株式上場日	2026年10月1日（予定）
ただし、本株式移転の手続き上の必要性、その他の事由により日程を変更することがあります。	

(2) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転方式です。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	キューデンホールディングス株式会社 （株式移転設立完全親会社）	九州電力株式会社 （株式移転完全子会社）
株式移転比率	1	1

① 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の株式1株（普通株式、B種優先株式）につき設立する持株会社の株式1株（普通株式、B種優先株式）を割当交付します。

② 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を普通株式につき100株、B種優先株式につき1株とします。

③ 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様は不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社株式1株（普通株式、B種優先株式）に対して持株会社の株式1株（普通株式、B種優先株式）を割り当てることとします。

④ 第三者算定

上記③のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転のため、第三者機関による算定は行いません。

⑤ 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式	474,183,951 株（予定）
B種優先株式	2,000 株（予定）

上記新株式数は、2025年9月30日時点における当社の発行済株式総数に基づき記載しておりますが、本株式移転の効力発生前に先立ち、当社の発行済株式総数が増減した場合には、持株会社が交付する上記新株式数も、それに応じて変動します。また、当社は保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を本株式移転の効力発生の直前時までに消却する予定であるため、持株会社が交付する新株式数は、上記新株式数から消却相当数分を控除したものになります。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 持株会社の上場申請に関する事項

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式については、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下、「福岡証券取引所」といいます。）に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しています。上場日は東京証券取引所及び福岡証券取引所の審査によりますが、本株式移転効力発生日である2026年10月1日を予定しています。

5. 本株式移転の当事会社の概要

(1) 名称	九州電力株式会社		
(2) 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 西山 勝		
(4) 事業内容	電気事業 等		
(5) 資本金	2, 373億486万3, 699円		
(6) 設立年月日	1951年 5 月 1 日		
(7) 発行株式数	普通株式 4 億7, 418万3, 951株 B 種優先株式 2, 000株		
(8) 決算期	3 月31日		
(9) 大株主及び持株比率 (発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合（2025年 9 月30日現在）)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 14. 25% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 6. 68% 明治安田生命保険相互会社 4. 35% 九栄会 2. 10% J Pモルガン証券株式会社 1. 96% 株式会社福岡銀行 1. 83% 日本生命保険相互会社 1. 65% THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 1. 58% (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 1. 41% (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) JP MORGAN CHASE BANK 385781 1. 39% (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)		
(10) 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2023年 3 月期	2024年 3 月期	2025年 3 月期
連結純資産（百万円）	617, 230	921, 043	1, 031, 280
連結総資産（百万円）	5, 603, 678	5, 727, 240	5, 774, 025
1 株当たり連結純資産（円）	1, 015. 22	1, 452. 10	1, 685. 70
連結売上高（百万円）	2, 221, 300	2, 139, 447	2, 356, 833
連結営業利益（百万円）	△72, 998	254, 919	199, 564
連結経常利益（百万円）	△86, 634	238, 161	194, 669
連結親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	△56, 429	166, 444	128, 766
1 株当たり連結当期純利益（円）	△123. 81	342. 30	260. 14
1 株当たり配当金（円）	0	25	50

6. 本株式移転により新たに設立する会社（株式移転設立完全親会社・持株会社）の概要（予定）

(1)名称	キューデンホールディングス株式会社
(2)所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 西山 勝
(4)事業内容	グループ会社の経営管理 等
(5)資本金	2,373億486万3,699円
(6)設立年月日	2026年10月1日
(7)決算期	3月31日
(8)純資産	未定
(9)総資産	未定

7. 今後の見通し

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。なお、本株式移転による業績への影響は軽微です。

以 上

本件純粋持株会社体制への移行に伴う既存有利子負債の取扱いについて

本件純粋持株会社体制への移行にあたって、当社は、移行前の既存有利子負債について、当社から新設する持株会社への会社分割による移管（以下、「本件会社分割」といいます。）を予定しております。

本件会社分割に際しては、債権者の権利保護を図るため、下記のとおり、持株会社から当社に対するローン（以下、「ICL」（Inter Company Loan）といいます。）の実行、及び、新たな担保制度である「企業価値担保権」の活用を予定しており（以下、「本件スキーム」といいます。）、これらの取組みを通じ今後も当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

なお、有利子負債のうち国内公募社債に係る債務の履行及び保全について、当社は、社債管理者である株式会社みずほ銀行と事前に協議を行い、本件スキームの採用により本件会社分割前と同水準が確保されると判断しております。

記

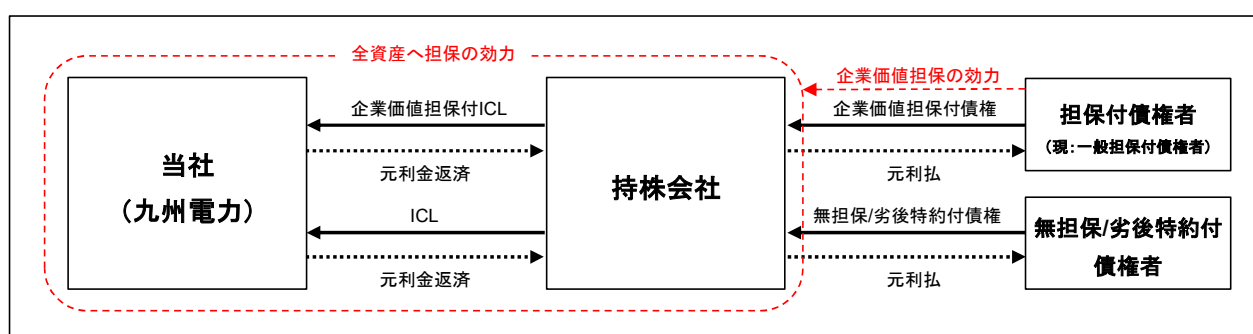
【債権者の権利保護の仕組み】

当社は、本件会社分割の効力発生日において、持株会社が負担する既存有利子負債に見合う ICL の債務を持株会社に対して負担いたします。そのため、既存有利子負債の元利金支払いのために必要な返済資金は当該 ICL の元利金によって確保されます。

また、既存有利子負債の一部に付与されている一般担保については、本件会社分割により持株会社に移管した資産に対し担保の効力を及ぼし、現在と同水準の効力を維持するため、「持株会社資産を担保の対象とする企業価値担保権を一般担保付有利子負債に対し設定」及び「当社資産を担保の対象とする企業価値担保権を ICL に対し設定」いたします。

なお、国内公募社債において、今回の取扱いに伴い社債権者のみなさまが行う事務手続きはございません。

【本件スキームイメージ】



(ご参考) 企業価値担保権について

- 企業価値担保権とは、会社の総財産を担保目的財産とすることで、会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化等を図り、その事業の継続及び成長発展を支えることを目的とする新たな担保権。社債に活用する際の特則も定められており、電気事業法で認められていた一般担保と同水準の社債権者保護を確保できる
- 企業価値担保権は、2020 年頃からその創設に向けた議論が開始され、2024 年 6 月に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」（2026 年 5 月 25 日施行予定）に定められている